

板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026 の基本方針について

1 計画策定の趣旨

「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023」の計画期間が令和5（2023）年度末で終了することに伴い、厚生労働大臣が定める基本指針等に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026」を策定する。

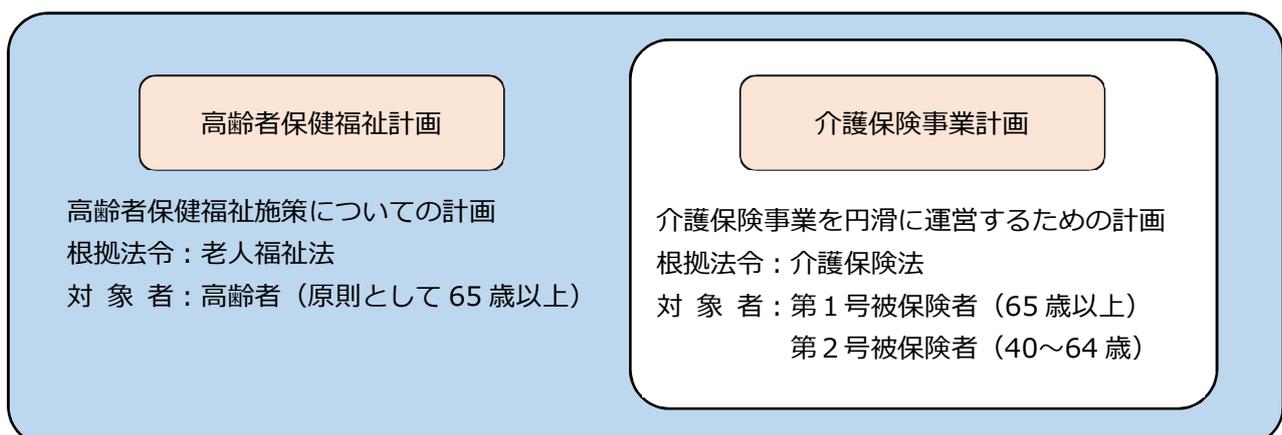
本計画では、ポストコロナ時代における高齢者の社会生活の変化を踏まえるとともに、団塊世代の全てが後期高齢者となり、地域包括ケアシステムの構築の目途とされる令和7（2025）年及び生産年齢人口の減少が見込まれる令和22（2040）年の状況を引き続き見据えながら、長期的な視点に立ち、持続可能な介護保険制度の構築と、地域包括ケアシステムを具現化する「板橋区版A I P」の更なる推進を図っていく。

2 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」に相当し、介護保険法第117条に基づき3年を1期として定めることとされている「市町村介護保険事業計画」と一体的な計画として策定するものである。

本計画では、「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョンや「いたばしNo.1実現プラン2025」に掲げる（1）SDGs戦略、（2）DX戦略、（3）ブランド戦略の3つを柱とする重点戦略ビジョンを踏まえつつ、福祉分野の上位計画である「板橋区地域保健福祉計画」が掲げる地域共生社会の実現を念頭に置きながら、関連する個別計画との整合を図られるよう策定していく。

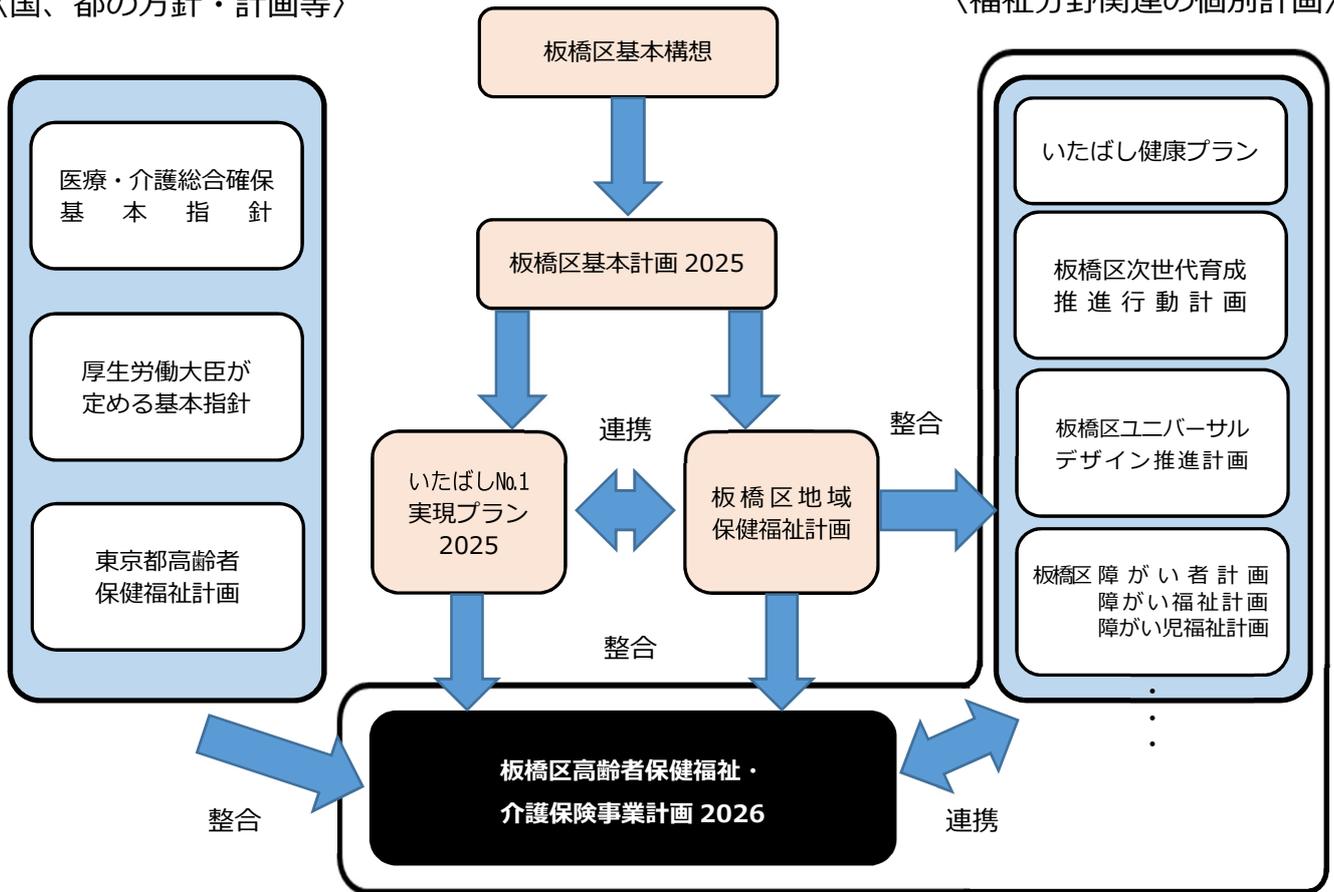
【高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係図】



【他の計画との関係図】

〈国、都の方針・計画等〉

〈福祉分野関連の個別計画〉



3 計画期間

本計画では令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とする。なお、計画策定にあたっては、生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる令和22（2040）年の状況や次期基本計画などの中長期的な視点も見据えたものとする。

4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)
板橋区基本構想・板橋区基本計画 2025				次期構想・計画 策定 (予定)				
いたばしNo.1 実現プラン 2025				次期計画 策定 (予定)				
板橋区地域保健福祉計画				次期計画 策定 (予定)				
板橋区高齢者保健福祉・ 介護保険事業計画 2023 (第8期)		板橋区高齢者保健福祉・ 介護保険事業計画 2026 (第9期)			次期計画 策定 予定			次々期 計画 策定 予定

4 基本的な視点

- 「いたばし No. 1 実現プラン 2025」のポストコロナ時代における「新たな日常」の視点を取り入れると共に、次期基本計画を見据えた戦略展開と整合を図り、施策の充実を図る。
- 「板橋区版 A I P」の更なる深化・推進を図る観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や、医療・介護連携、認知症施策の推進、地域の支え合い活動の充実のための地域づくりの取組等の各施策の充実を図る。
- 持続可能な介護保険制度の構築を図るため、介護人材の確保、介護現場の負担軽減に係る支援・施策を総合的に推進していく。

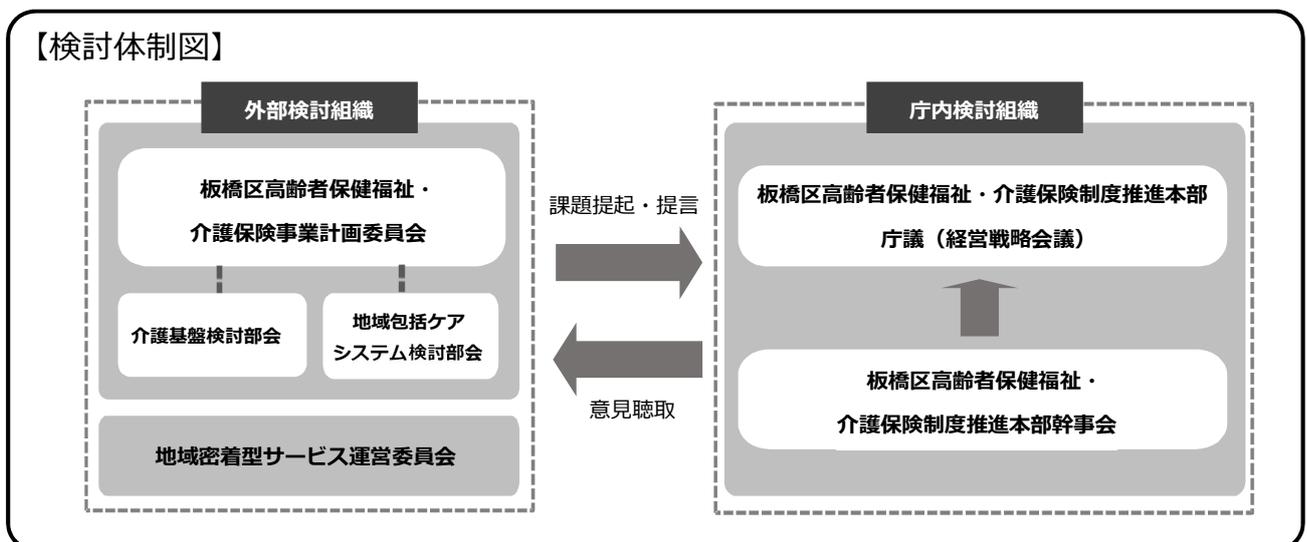
5 検討組織

(1) 庁内検討組織

関係所管で構成する「板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部幹事会」において、検討を進め、区長を本部長とする「板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部（庁議）」において、決定する。

(2) 外部検討組織

学識経験者や保健医療・社会福祉関係者、介護保険事業者、区民公募委員等から構成される「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会」と、より専門的かつ具体的な検討又は調査・分析を行うために設置する「介護基盤検討部会」、「地域包括ケアシステム検討部会」、介護保険法に定める区内の地域密着型サービスの適正な整備及び運営確保を目的とする「地域密着型サービス運営委員会」において、意見聴取し、計画に反映する。

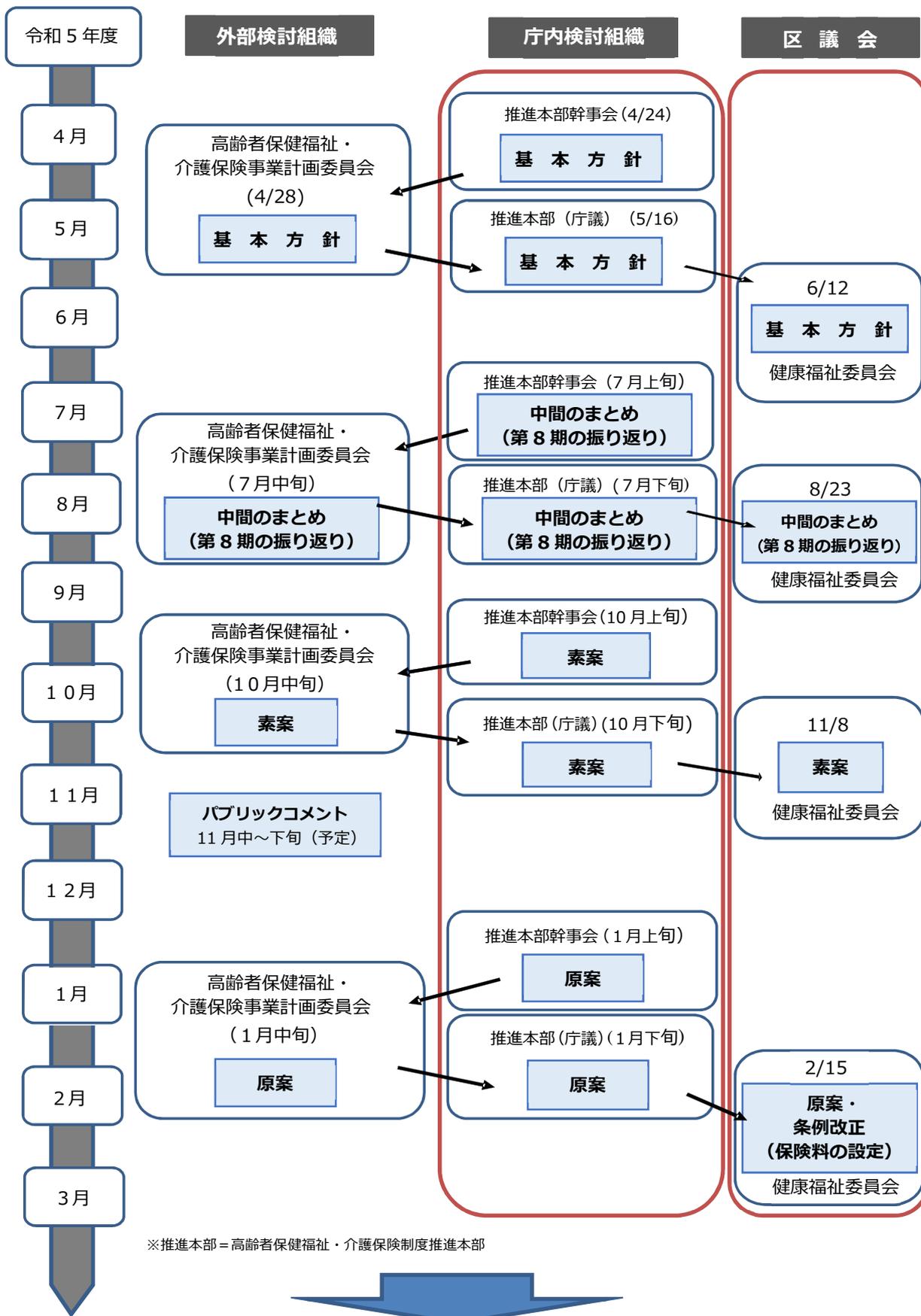


6 区民意向の反映

令和4年度に、高齢者の生活実態や介護サービス等の利用状況、区内介護サービス事業者の経営・人材確保等の状況を把握するため「介護保険ニーズ調査」を実施した。計画策定の基礎資料として、課題整理や施策検討に活用する。

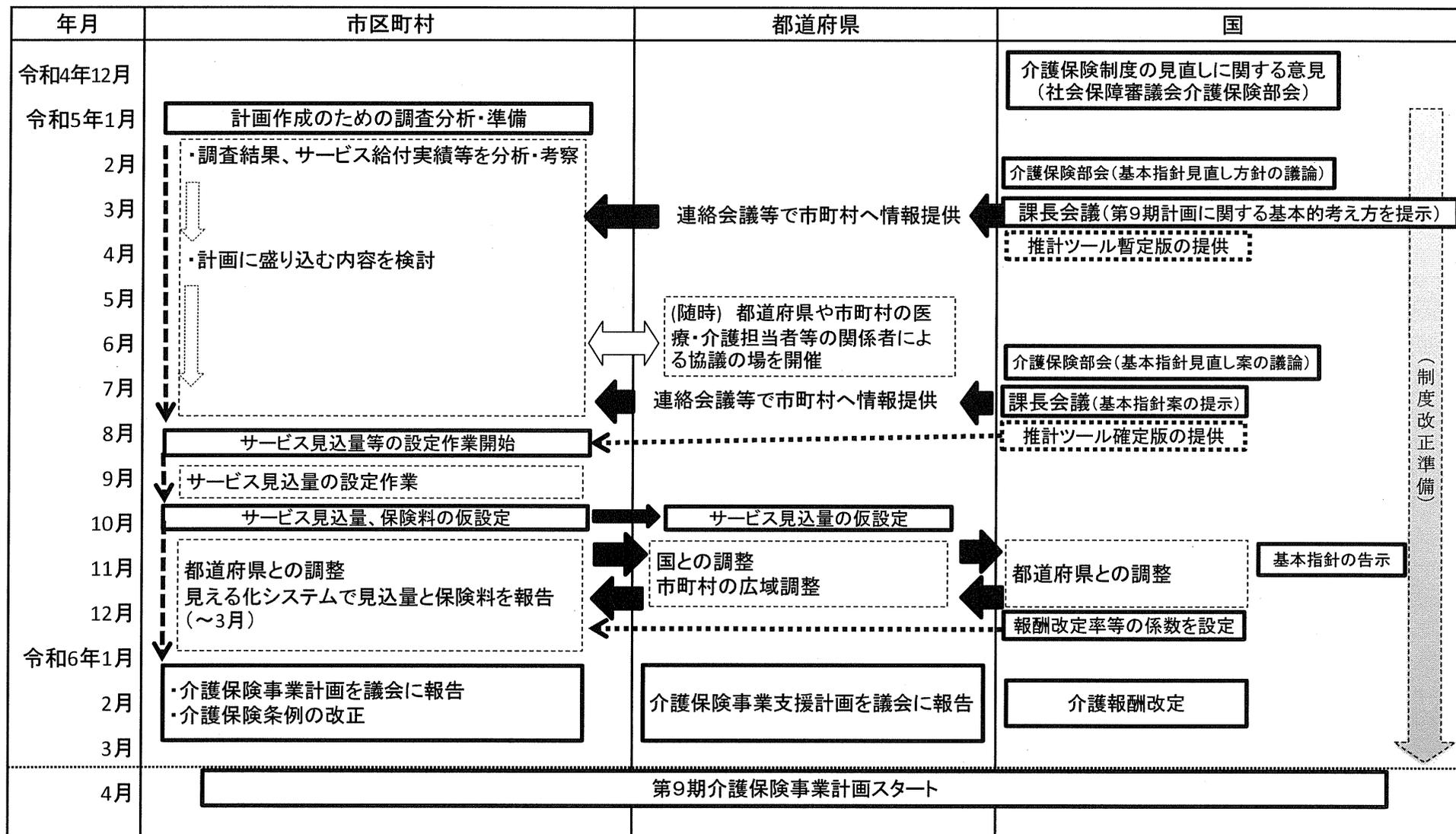
また、令和5年11月頃に計画素案のパブリックコメントを実施予定である。

7 策定までの流れ



板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026

第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R5.2.27時点)



第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
 - ・ 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進
- ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進